

西宮市上下水道局建設工事請負契約に係る低入札価格取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、西宮市上下水道局（以下「局」という。）が競争入札（一般競争入札又は指名競争入札をいう。以下同じ。）により建設工事（以下「工事」という。）の請負契約を締結しようとする場合において、西宮市上下水道局契約規程（昭和42年西宮市水道局管理規程第13号）において準用する西宮市契約規則（昭和39年西宮市規則第26号。以下「規則」という。）第6条第5項（規則第15条において準用する場合を含む。）及び第41条の規定に基づき、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項（これらを政令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、予定価格（規則第5条の2（規則第15条において準用する場合を含む。）の規定により定めた価格をいう。以下同じ。）の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者又は西宮市上下水道局建設工事総合評価競争入札実施要綱（平成23年実施。以下「総合評価実施要綱」という。）に規定する評価値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者（事後審査型制限付き一般競争入札においては落札候補者を含む。以下同じ。）とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者又は評価値の最も高い者を落札者とする場合において、あらかじめ実施する調査（以下「低入札価格調査」という。）の方法及び低入札価格調査後の措置等について、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる契約)

第2条 この要領の対象となる契約は、次の各号に掲げる請負契約とする。

(1) 競争入札により発注しようとする予定価格が5億円以上の工事（災害に伴う緊急工事その他この要領の規定を適用することが困難であると認められる工事を除く。）

(2) 総合評価実施要綱第3条の規定に基づき、総合評価一般競争入札の対象となる工事（調査基準価格の算定方法）

第3条 規則第6条第1項に規定する調査基準価格は、別表第1の工事種別欄に掲げる工事の区分に応じ、当該工事の予定価格算出の基礎となった同表の積算内訳欄に掲げる費用（スクラップ控除額が直接工事費とは別に計上されている場合は、直接工事費から当該控除額を減ずる。）ごとに、それぞれ割合欄の係数を乗じて得た額の合計額（以下「調査基

準比較価格」という。)に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、調査基準比較価格が予定価格に110分の100を乗じて得た額(以下「入札書比較価格」という。)に100分の92を乗じて得た額を超える場合にあっては入札書比較価格に100分の92を、入札書比較価格に100分の75を乗じて得た額に満たない場合にあっては入札書比較価格に100分の75を乗じて得た額を調査基準比較価格とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事の性質上、上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が特に必要があると認めるときは、当該工事の入札書比較価格に100分の75を乗じて得た額から100分の92を乗じて得た額までの範囲内で調査基準比較価格を適宜に設けることができるものとし、その額に100分の110を乗じて得た額を調査基準価格とする(端数処理)

第4条 前条の規定により算定した調査基準比較価格に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(失格基準価格の設定)

第5条 調査基準価格を設ける場合においては、併せて、申込みのあった価格を理由として当該申込みをした者の落札者となる資格を失わせる基準となる価格(以下「失格基準価格」という。)を設けるものとする。

- 2 失格基準価格は、別表第2の工事種別欄に掲げる工事の区分に応じ、当該工事の予定価格算出の基礎となった同表の積算内訳欄に掲げる費用(スクラップ控除額が直接工事費とは別に計上されている場合は、直接工事費から当該控除額を減ずる。)ごとに、それぞれ割合欄の係数を乗じて得た額の合計額(以下「失格基準比較価格」という。)に100分の110を乗じて得た額とする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、工事における特殊性が顕著でこれらの規定により難しい場合において、管理者が特に必要があると認めるときは、失格基準価格を設けず、又は算定方法を適宜変更して失格基準比較価格を設け、その額に100分の110を乗じて得た額を失格基準価格とすることができる。

- 4 前2項の規定により算定した失格基準比較価格に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(予定価格調書への記載)

第6条 調査基準価格及び失格基準価格を設けたときは、当該調査基準価格及び失格基準価格と併せ、調査基準比較価格及び失格基準比較価格をそれぞれ予定価格調書(規則第5条

(規則第15条において準用する場合を含む。)に規定する予定価格を記載した書面をいう。)に記載するものとする。

(入札参加者への周知)

第7条 入札参加者には、一般競争入札については入札の公告において、指名競争入札については指名通知書等適切な方法において、次の各号に掲げる事項を明記し、周知するものとする。

- (1) 調査基準価格及び失格基準価格を設けていること。
- (2) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法に関すること。
- (3) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低の価格をもって申込みをした者又は評価値の最も高い者であっても必ずしも落札者とはならない場合があること。
- (4) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、低入札価格調査に協力すべきこと。
- (5) 失格基準価格を下回った入札を行った者(以下「失格基準該当者」という。)は、それのみを理由として落札者となる資格を失うこと。

(入札の執行)

第8条 入札の結果、調査基準価格を下回った入札が行われた場合には、契約管理課長は、入札者に対して「保留」を宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて入札を終了する。この場合において、当該入札の一部に失格基準価格を下回った入札があるときは、その旨及び当該失格基準該当者の落札者となる資格を失わせた旨を保留の宣言と併せて告げるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、入札のすべてが失格基準価格を下回った場合においては、入札の不成立を宣言して終了するものとし、調査基準価格以上の入札と調査基準価格を下回る入札があり、調査基準価格を下回る入札のすべてが同時に失格基準価格を下回った場合においては、失格基準該当者以外の者を落札者とする旨を告げて入札を終了する。

(低入札価格調査の対象者)

第9条 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の低入札価格調査の対象者(以下「調査対象者」という。)は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、次に掲げる者とする。この場合において、調査対象者に該当する者が2者以上あるときは、くじにより調査対象者を決定するものとし(総合評価一般競争入札にあって、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、そのうち技術評価点の高い者(以下「最高評価入

札者」という。) (その技術評価点の高い者が2者以上あるときは、そのうちくじで定めた者)、併せて、調査対象者とならなかった者について、第15条に規定する順位を定めるものとする。

- (1) 競争入札(総合評価一般競争入札を除く)により発注する工事の入札において、失格基準該当者以外の者で最低の価格をもって申込みをした者(以下「最低価格入札者」という。)
- (2) 総合評価一般競争入札により発注する工事の入札において、失格基準該当者以外の者で最高評価入札者。ただし、最高評価入札者の当該申込みに係る価格が調査基準価格以上の場合を除く。

(低入札価格調査の実施)

第10条 第8条第1項の入札が行われた場合は、契約管理課長は、当該入札に係る工事の施行を所管する課等の長(以下「工事担当課長」という。)及び契約管理課担当課長とともに、調査対象者により、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて判断するため、低入札価格調査を行うものとする。この場合において、調査対象者は、次項各号の区分に応じて、当該各号に掲げる資料等を契約管理課長に提出しなければならない。なお、やむを得ない事情により、契約管理課長、工事担当課長又は契約管理課担当課長が調査できないときは、契約管理課長が指名する代理者において調査させることができる。

2 低入札価格調査は、次の各号の区分に応じて、調査対象者から提出された当該各号に掲げる資料等をもとに行う。この場合において、必要と認めるときは、調査対象者からの聞き取り調査を併せて行うものとする。

- (1) 対象工事の予定価格が5億円未満の場合
 - ア 低入札価格調査報告書 (様式第1号)
 - イ 誓約書 (様式第2号)
 - ウ 当該価格での入札が可能となった理由 (様式第3号)
 - エ 積算内訳書及び積算内訳に対する明細書 (様式第4-1号及び様式第4-2号)
 - オ 配置予定技術者名簿 (様式第5号)
 - カ 建設副産物の搬出先 (様式第6号)
- (2) 対象工事の予定価格が5億円以上の場合
 - ア 前号アからカまでに掲げる資料等
 - イ 手持工事の状況(契約対象工事場所付近) (様式第7号)
 - ウ 手持工事の状況(契約対象工事関連) (様式第8号)

- エ 契約対象工事場所と事業所、倉庫等との地理的關係 (様式第9号)
- オ 手持資材の状況 (様式第10号)
- カ 資材購入先又は資材リース元の状況 (様式第11号)
- キ 手持機械又は機械リース元の状況 (様式第12号)
- ク 労働者の具体的供給の見通し (様式第13号)
- ケ 下請契約の予定者一覧表 (様式第14号)
- コ 過去に施工した同種工事の施工実績 (様式第15号)

3 前項に規定する資料等については、一般競争入札については入札の公告等において、指名競争入札については指名通知書等適切な方法においてあらかじめ提出期限を定めるとし、提出期限後の提出及び差替えは認めないものとする。

(低入札価格調査後の措置)

第11条 低入札価格調査の結果、調査対象者の価格によっても契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認められるときは、当該調査対象者を落札者とするものとする。

2 低入札価格調査の結果、次の各号に掲げる場合においては、当該調査対象者を落札者とし、しないものとする。この場合において、契約管理課長は当該調査結果について、次条の低入札価格調査審査委員会の審査を受けなければならない。

- (1) 調査対象者が前条第3項に規定する提出期限までに同条第2項に規定する資料等を提出しない場合又はこれらに不備等がある場合
- (2) 調査対象者が前条第2項に規定する聞き取り調査に応じない場合その他低入札価格調査に協力しない場合
- (3) 前条第2項第1号エの積算内訳書及び積算内訳に対する明細書を調査した結果、次の事実が判明した場合
 - ア 当該請負契約の内容に係る見積数量が適正でない場合
 - イ 当該請負契約の内容に係る材料、製品等について品質及び規格が適正でない場合
 - ウ その他当該積算内訳書及び積算内訳に対する明細書の算出根拠が適正でない場合
- (4) 前条第2項第1号オの配置予定技術者名簿提出時において、調査対象者と配置予定技術者との直接的かつ恒常的な雇用関係が証明できない場合
- (5) 建設副産物の処理が適正でない場合
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、当該請負契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合

(低入札価格調査審査委員会の設置)

第12条 調査対象者について、当該請負契約に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを審査するため、低入札価格調査審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会は、上下水道局次長、水道技術管理者、工事の施工を所管する部等の長（以下、工事所管部長）という。）、上下水道総括室長、契約管理課担当課長、工事担当課長をもって組織する。

3 審査委員会に会長及び副会長を置き、会長は上下水道局次長を、副会長は工事所管部長をもって充てる。

4 会長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 審査委員会は、会長が招集する。ただし、過半数の委員の出席がなければ審査委員会を開催することができない。

7 会長は、必要と認めるときは、審査委員会に関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

8 急施を要するため、会長が審査委員会を招集するいとまがないと認めるときは、審査事項を記載した書面を各委員に回付して、審査委員会の開催に代えることができる。

9 審査委員会の庶務は、契約管理課において処理する。

（審査委員会による審査）

第13条 審査委員会は、低入札価格調査の結果に基づき、必要な審査を行うものとする。

2 前項の場合において、特に必要があると認めるときは、改めて調査対象者からの聞き取り調査、関係機関への照会等を行うことができる。

（審査委員会の審査結果を踏まえた落札者の決定）

第14条 前条の規定による審査結果により、調査対象者の価格によっても契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認められるときは、当該調査対象者を落札者とし、その履行がされないおそれがあると認められるときは、当該調査対象者を落札者とししないものとする。

（次順位者への準用）

第15条 前条の規定により調査対象者を落札者とししないこととした場合には、次に掲げる調査対象者の区分に応じて、当該各号に定める者を落札者とするものとする。この場合にお

いて、当該次順位者の価格が調査基準価格を下回る場合には、その者につき第9条から第11条まで、第13条及び前条の規定を準用する。

(1) 調査対象者が最低価格入札者の場合

予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、最低価格入札者に次いで低い価格をもって申込みをした者

(2) 調査対象者が最高評価入札者の場合

予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、最高評価入札者に次いで評価値の高い者

2 低入札価格調査の結果、次順位者を落札者とし不在の場合においては、当該次順位者から順に低い価格をもって申込みをした者又は評価値の高い者につき前項の規定を適用する。

(入札参加者に対する通知)

第16条 第11条第1項、第14条又は第15条の規定により落札者を決定したときは、規則第12条(規則第15条において準用する場合を含む。)の規定により、直ちに落札者と決定された入札者に落札した旨を通知するとともに、他の入札参加者全員に対してもその旨を通知するものとする。

2 第14条(前条において準用する場合を含む。)の規定により、前項の落札者よりも低い価格で入札の申込みを行った者又は評価値の高い者を落札者とし不在の場合、当該入札者に対しては、その理由も併せて通知するものとする。

3 第1項の規定による他の入札参加者全員に対する通知は、前項の場合を除き、入札結果の公表をもって通知に代えることができる。

(調査対象者との契約)

第17条 調査対象者を落札者として決定した日の前日から起算して過去2年以内において、当該調査対象者が調査基準価格に満たない価格をもって受注した局発注の他の工事(西宮市上下水道局建設工事共同企業体取扱要領第2条に規定する特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)の構成員として受注した工事を含む。)のうち、既に竣工した工事又は施工中の工事に関して、次のいずれかに該当する場合は第10条第2項第1号オの配置予定技術者名簿に登録された者とは別に建設業法第26条に規定する技術者と同等の資格を有する者1名(当該調査対象者が共同企業体の場合においては、構成員ごとに1名)を当該工事に専任で配置することを義務付けるものとする。

(1) 工事請負契約約款に基づき、修補（軽微なものを除く。）又は損害賠償を請求された場合

(2) 西宮市上下水道局指名停止基準（平成 14 年実施。）別表第 1 第 2 号から第 5 号又は第 7 号に掲げる措置要件のいずれかに該当するとして指名停止措置を受けた場合
（あらかじめ学識経験者の意見を聴いて落札者を決定する場合の読み替え）

第 18 条 総合評価一般競争入札において落札者を決定しようとするときに、政令第 167 条の 10 の 2 第 5 項の規定によりあらかじめ学識経験者の意見を聴かなければならない場合にあつては、第 11 条、第 14 条及び第 15 条中「落札者」とあるのは「落札者決定に際し学識経験者の意見を聴くに当たつての落札予定者」と読み替える。

（再度入札の参加者）

第 19 条 政令第 167 条の 8 第 4 項の規定により再度入札に付そうとするときは、規則第 10 条（規則第 15 条において準用する場合を含む。）の規定を準用する。この場合において、「最低制限価格」とあるのは「失格基準価格」と読み替えるものとする。

（委任）

第 20 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、管理者が別に定める。

付 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

付 則（平成 23 年 10 月 17 日決裁水財第 199 号）

この要領は、平成 23 年 11 月 1 日から実施する。

付 則（平成 24 年 3 月 27 日決裁水財第 369 号）

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

付 則（平成 24 年 5 月 30 日決裁水財第 71 号）

この要領は、平成 24 年 6 月 1 日から実施する。

付 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から実施し、実施日以後に入札公告又は指名を行う契約について適用する。

付 則

この要領は、平成 26 年 11 月 1 日から実施し、実施日以後に第 10 条に規定する低入札価格調査を行う契約について適用する。

付 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から実施し、実施日以後に入札公告又は指名を

付 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から実施し、実施日以後に入札公告又は指名を行う契約について適用する。

付 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から実施し、実施日以後に入札公告又は指名を行う契約について適用する。

付 則

この要領は、平成 30 年 5 月 1 日から実施し、実施日以後に入札公告又は指名を行う契約について適用する。

付 則

この要領は、平成 31 年 1 月 1 日から実施し、実施日以後に入札公告又は指名を行う契約について適用する。

付 則

この要領は、平成 31 年 3 月 22 日から実施し、実施日以後に行う契約について適用する。

付 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から実施し、実施日以後に入札公告又は指名を行う契約について適用する。

付 則

この要領は、令和元年 12 月 1 日から実施し、実施日以後に入札公告又は指名を行う契約について適用する。

付 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から実施し、実施日以後に行う契約について適用する。
行う契約について適用する。

付 則

この要領は、令和3年4月1日から実施し、実施日以後に入札公告又は指名を行う契約について適用する。

付 則

この要領は、令和5年4月1日から実施し、実施日以後に入札公告又は指名を行う契約について適用する。

別表第1（第3条関係）
調査基準価格の算定表

工事種別	積算内訳	割合
一般土木工事 造園工事	直接工事費	10分の9.7
	共通仮設費	10分の9
	現場管理費	10分の9
	一般管理費等	10分の6.8
建築工事 建築設備工事(一般工事)	直接工事費×90%	10分の9.7
	共通仮設費	10分の9
	直接工事費×10%+現場管理費	10分の9
	一般管理費等	10分の6.8
建築設備工事(昇降機設備工事その他 の製造部門を持つ専門工事業者を対 象とした工事)	直接工事費×80%	10分の9.7
	共通仮設費	10分の9
	直接工事費×20%+現場管理費	10分の9
	一般管理費等	10分の6.8
鋼橋製作・架設工事	直接工事費	10分の9.7
	間接労務費+共通仮設費	10分の9
	工場管理費+現場管理費	10分の9
	一般管理費等	10分の6.8
土木 電気機械工事	直接製作費+直接工事費 (但し、直接製作費=機器単体費×60%)	10分の9.7
	間接労務費+共通仮設費 (但し、間接労務費=機器単体費×10%)	10分の9
	工場管理費+現場管理費+機器間接費 (但し、工場管理費=機器単体費×20%)	10分の9
	一般管理費等(機器単体費)+一般管理費等(工事費) (但し、一般管理費等(機器単体費)=機器単体費×10%)	10分の6.8
土木 機械設備工事	直接製作費+直接工事費	10分の9.7
	間接労務費+共通仮設費	10分の9
	工場管理費+現場管理費+据付間接費+設計技術費	10分の9
	一般管理費等	10分の6.8
下水道 電気設備工事、機械設備工事	機器費×60%+直接工事費	10分の9.7
	機器費×10%+共通仮設費	10分の9
	機器費×20%+現場管理費+据付間接費+設計技術費	10分の9
	機器費×10%+一般管理費等(工事費)	10分の6.8

別表第2（第5条関係）

失格基準価格の算定表

工事種別	積算内訳	割合
一般土木工事 造園工事	直接工事費	10分の9
	共通仮設費	10分の7
	現場管理費	10分の9
	一般管理費等	10分の6.8
建築工事 建築設備工事(一般工事)	直接工事費×90%	10分の9
	共通仮設費	10分の7
	直接工事費×10%+現場管理費	10分の9
	一般管理費等	10分の6.8
建築設備工事(昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事)	直接工事費×80%	10分の9
	共通仮設費	10分の7
	直接工事費×20%+現場管理費	10分の9
	一般管理費等	10分の6.8
鋼橋製作・架設工事	直接工事費	10分の9
	間接労務費+共通仮設費	10分の7
	工場管理費+現場管理費	10分の9
	一般管理費等	10分の6.8
土木 電気機械工事	直接製作費+直接工事費 (但し、直接製作費=機器単体費×60%)	10分の9
	間接労務費+共通仮設費 (但し、間接労務費=機器単体費×10%)	10分の7
	工場管理費+現場管理費+機器間接費 (但し、工場管理費=機器単体費×20%)	10分の9
	一般管理費等(機器単体費)+一般管理費等(工事費) (但し、一般管理費等(機器単体費)=機器単体費×10%)	10分の6.8
土木 機械設備工事	直接製作費+直接工事費	10分の9
	間接労務費+共通仮設費	10分の7
	工場管理費+現場管理費+据付間接費+設計技術費	10分の9
	一般管理費等	10分の6.8
下水道 電気設備工事、機械設備工事	機器費×60%+直接工事費	10分の9
	機器費×10%+共通仮設費	10分の7
	機器費×20%+現場管理費+据付間接費+設計技術費	10分の9
	機器費×10%+一般管理費等(工事費)	10分の6.8